

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者等から申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い、税額算定を行う。 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。 ・当初課税決定後の賦課内容又は税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あてに通知する。 ・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。 ・納税義務者等からの交付申請により課税証明書等を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、課税原票イメージファイリングシステム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、収納管理システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、コンビニ証明発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	総務部 課税課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

門真市 総務部 総務課
〒571-8585 大阪府門真市中町1-1
電話06-6902-5684

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

門真市 総務部 課税課
〒571-8585 大阪府門真市中町1-1
電話06-6902-5898

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	春田 義昭	課税課長 嶋田 篤志	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
令和1年6月20日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	事後	
令和1年6月20日	I-5-② 評価実施機関における担当部署	課税課長 嶋田 篤志	総務部 課税課長	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和2年1月17日	I-3 法令上の根拠	<番号法第9条第1項 別表第1の第16の項> ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの <内閣府・総務省令> ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月17日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	令和2年1月17日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和2年1月17日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和3年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項 	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項 	事後	住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令の改正によるもの
令和3年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和5年1月4日	I 1 ③システムの名称	個人住民税システム、課税原票イメージファインディングシステム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、収納管理システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	個人住民税システム、課税原票イメージファインディングシステム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、収納管理システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、コンビニ証明発行システム	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。